

東北学院大学と西南学院大学との相互評価に関する協定書

東北学院大学と西南学院大学（以下、「両大学」という。）は、相互評価に関する協定を以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 両大学は、両大学における内部質保証の水準の向上を目指し、自己点検・評価の客観性を担保することを目的とする。

（内容）

第2条 相互評価に関する評価項目、方法、時期、公表等については、両大学において協議し決定する。

（秘密保持）

第3条 両大学は、相互評価で知り得た情報に関し第三者に提供、開示又は漏洩してはならない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、両大学の学長が署名した日から2022年3月31日までとする。

2 本協定の期間満了の日から2か月前までに、両大学いずれからも書面による申し入れがない場合は、3年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、両大学は協議し決定するものとする。

2 本協定の条項の解釈及び運用上の疑義については、両大学は協議し解決するものとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、両大学の学長が署名の上、各大学で1通を保有する。

2018年11月30日

2018年11月30日

東北学院大学

西南学院大学

学長 松本宣郎

学長 Karen J. Schaffner